

児童扶養手当現況届を未提出の方へ

児童扶養手当の受給資格者（前年度支給停止の方も含まれます。）でまだ現況届を提出されていない方は、早急に提出していただきますようお願いいたします。

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日を除く。）
本庁・穂波支所のみ木曜日は午後7時まで

受付場所 本庁：子育て支援課 こども家庭係
穂波・筑穂・庄内・穎田各支所：市民窓口課

本人届出です（身分証明書が必要です。）

■ 該当者の皆さんが持参するもの

- 現況届「お知らせ」通知
- 手当証書（受給者のみ）
- 健康保険証又は医療カード（お子様の分も必要です）
- ひとり親家庭等医療証（発行されている人のみ）
- 身分証明書（運転免許証、保険証など。できるだけ写真付の証明書）

■ 受給区分などによって提出してもらうもの

（該当の方には「お知らせ」で通知しています。）

- 児童と別居しているとき
別居監護申立書（民生委員の証明が必要）
- 養育者で受給しているとき
養育監護申立書（民生委員の証明が必要です。）
- 父または母障がい受給しているとき
年金証書（加算がついている場合はその内容が記載されているもの）
障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ）
- 公的年金を受給しているとき
年金振込通知書（6月頃に手元に届いています。）
- 遺棄で受給しているとき
遺棄申立書（両面記入が必要です。）
- 父または母拘禁で受給しているとき
拘禁証明書（令和3年8月1日～令和4年8月1日現在拘禁中ということがわかるものが必要です。年度途中で転所している場合は2通いることもあります。）

現況届審査後、11月下旬より結果（全部支給・一部支給の方には証書、全部停止の方には支給停止通知書）を郵送いたします。